

IFRSをめぐる動向 第101回 IFRS第17号「保険契約」のそれから

(20頁)

1. はじめに

国際会計基準審議会（以下、IASB）により、およそ20年の歳月を費やした成果として、2017年5月18日にIFRS第17号「保険契約」（以下、IFRS第17号）が公表されました。同時に、2017年7月31日を期日とした、保険契約のTransitional Resource Group（以下、移行リソース・グループ）のメンバーの募集が公表されました。9月21日にメンバーおよびオブザーバーが公表されました。今回は、IFRS第17号が公表された後のIASBおよび欧州財務報告諮問グループ（以下、EFRAG）における状況について説明を行います。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の見解であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 移行リソース・グループ設立の経緯

IFRS第17号は、保険契約を発行している多くの企業にとって、現在の実務に対する根本的な変更をもたらすことを意味しています。それ故、導入に対する大きな負担が予想されます。IFRS第17号は、従来の会計上の取扱いとは異なる取扱いを多く含んでいます。また、作成者による会計上の見積りおよび会計方針において多くの選択が必要とされています。これに対応するため、IASBは、基準書の公表と同時に、移行リソース・グループの設定を明らかにし、メンバーの募集を公表しました。また、多様な活動をとおしてIFRS第17号の導入を支援することも公表されました。

IASBは、移行リソース・グループを設定することについて懸念を持っていたようです。その理由の一つには、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における移行リソース・グループにおける議論の結果、公表された基準を使用する前に基準の改正を行う結果となったことがあると考えられます。結果的には、利害関係者からの要望を反映して移行リソース・グループが設置されました。

3. 移行リソース・グループの目的

移行リソース・グループは、IFRS第17号における新しい会計上の要求事項について、利害関係者からの解決すべき論点を議論することを予定しています。移行リソース・グループの目的は、以下の2つを想定しています。第1に、利害関係者が、導入において提起された解決すべき論点についての議論を把握する公的なフォーラムを提供することにあります。第2に、必要があれば、これらの解決すべき論点に対応するために、IASBがどのような活動が必要とされるかについての情報を提供し、これを決定に役立てるこ

とが可能になります。可能な活動としては、Webcast を利用した解説（ウェビナー（Webinar））、事例および審議会もしくは解釈委員会への照会、補完的な資料の提供を含んでいます。

移行リソース・グループにより議論される解決すべき論点は、以下の要件を充足すべきであるとされています。

- ・ IFRS 第 17 号に関連する、または IFRS 第 17 号から生じる論点であること。
- ・ 実務において多様性がもたらされる可能性がある論点であること。そして、
- ・ 広範囲な、すなわち、幅広い利害関係者に対して合理性のあることが予想される論点であること。

会議において、移行リソース・グループのメンバーは、提出された解決すべき論点に対するメンバーの見解を共有することが期待されています。また、移行リソース・グループは、本質的に単に保険数理の解決すべき論点を議論することは予定していません。このグループは、いかなるガイダンスも公表しないこととしています。移行リソース・グループは、効率的な議論と討論を確実に行うために規模を限定することが想定され、移行リソース・グループは、13 名（作成者 7 名、監査法人 6 名）のメンバーと 3 名のオブザーバーを予定していました。

4. 移行リソース・グループのメンバーの公表

IASB は、9 月 21 日に、保険契約の移行リソース・グループのメンバーを公表しました。詳細は、以下のとおりです。

(図表 1 移行リソース・グループ メンバー一覧)

メンバー	企業名	職位	種別
Laurent Cholvy	AXA	Group head of accounting norms and actuarial reporting	作成者
Jo Clube	Aviva plc	Technical accounting director	作成者
Anne Driver	QBE Insurance Group	Group head of finance policy	作成者

		and assurance	
Sai-Cheong Foong	AIA Group Limited	Group chief actuary	作成者
Jeong Hyeok Park	Samsung Life Insurance	General manager	作成者
Roman Sauer	Allianz SE	Head of group accounting and reporting	作成者
Lesley Thomson	Sun Life Financial	Vice president and deputy chief actuary	作成者
Massimo Tosoni	Assicurazioni Generali SpA	Head of group accounting policy and reporting	作成者
Ying (Sally) Wang	China Pacific Life Insurance Co., Ltd	Deputy general manager and chief financial officer	作成者
Vasilka L Bangeova	Grant Thornton UK LLP	Director, head of insurance technical	監査法人
Jens Freiberg	BDO AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft	Partner, head of accounting advisory group	監査法人
Kevin Griffith	EY	Partner, global IFRS insurance leader	監査法人
Francesco Nagari	Deloitte	Partner, global IFRS insurance leader	監査法人

Mary Helen Trussell	KPMG	Partner and global leader, insurance change	監査法人
Gail Tucker	PricewaterhouseCoopers	Lead global accounting technical partner responsible for insurance	監査法人

(IASB ホームページより作成)

当初7名を想定していた作成者からのメンバーは、結果的に9名となりました。欧州から4名、アジア・オセアニアから4名、および北米から1名が指名されました。監査法人からは、いわゆる6大ファームより1名ずつが指名されました。この15名のうち数名は、EFRAGのInsurance Accounting Working Group(以下、IAWG)のメンバーでもあります。この他、3名のオブザーバーが、IFRS第17号の適用に関する団体より指名されました(図表2)。

(図表2 移行リソース・グループ オブザーバー一覧)

オブザーバー	団体
William C. Hines	国際アクチュアリー会
Thorsten Melcher	証券監督者国際機構
Kallol Sen	保険監督者国際機構

移行リソース・グループではガイダンスを公表する予定はありませんが、IFRS財団は、会議の議事録を作成することを予定しています。第1回目の移行リソース・グループは、11月13日の開催を予定しています。そこで、今後どのように検討を進めていくかについて議論する予定とされています。原稿執筆時点(10月25日時点)では、第2回以降の日程として2018年2月6日、5月2日、9月26日および12月4日に、移行リソース・グループの会議が予定されています。

5. EFRAGにおける状況

IFRS第17号の公表後、欧州ではエンドースメントに向けた準備が進められています。2017年10月12日付のEUエンドースメント状況報告書(The EU Endorsement Status

Report) によれば、EFRAG は、エンドースメント・アドバイス草案を 2018 年第 1 四半期、および EFRAG エンドースメント・アドバイスを 2018 年第 3 四半期と見込んでいます。その後、欧州委員会でのプロセスが最低でも 5 か月程度は必要となります。EFRAG エンドースメント・アドバイスの完了のタイミングにもよりますが、順調であれば、2019 年第 2 四半期におけるエンドースメント手続の完了が予想されます。

9 月の理事会では、IASB 議長によるセッションが設けられました。この他、IFRS 第 17 号の公表後、原稿執筆時点までの期間に、欧州の保険グループ (AXA, Prudential plc, および Assicurazioni Generali) が 7 月、9 月および 10 月の EFRAG 理事会において、IFRS 第 17 号についての、各グループにおける理解を説明しています。その中で、各グループとも IFRS 第 17 号の適用上の問題点および懸念事項を説明しています。

テクニカル・エキスパート・グループ (以下、TEG) においても、エンドースメントに向けた検討の準備を開始しています。10 月に開催された TEG の資料 10-02 によれば、IAWG からの報告を以下の 3 つの区分に分類し集約しています。

- (1) IFRS 第 17 号に対する批判
- (2) 解釈が必要とされる論点 (移行リソース・グループへ提出される可能性のある論点)
- (3) その他 (基準に提起されている要求事項について、その目的が明確ではない項目)

IAWG から TEG へ報告された具体的な項目を要約すると図表 3 のとおりです。

(図表 3 IAWG から TEG へのインプットの分類)

IFRS 第 17 号に対する批判	解釈が必要とされる論点	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集約の水準および相互補填 ・ 投資構成要素 ・ 一般モデルの契約サービス・マージン測定における固定した割引率の使用 ・ 契約サービス・マージンとカバー単位 ・ 変動手数料アプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約からの非保険構成要素の分離 ・ 契約開始時における不利な契約の識別 ・ 保険契約からの保険構成要素の分離 ・ カバー単位における給付の量 (quantity of benefits) が意味する内容 ・ 変動手数料アプローチの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第 17 号が、契約の境界線を各報告期間に見直すことを要求している

<p>子の適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再保険契約 ・ 保険料配分アプローチにおける発生保険金負債についての割引 ・ 保険契約のグループごとの表示 ・ リスクの低減処理が間接有配当契約に認められていないこと ・ 経過措置 ・ 開示 ・ 中小規模の保険者への対応 	<p>適用についての適格な保険契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料配分アプローチの適格性 	
--	--	--

資料 10-02 によれば，10 月の TEG の会議では，これらの項目以外の追加すべき項目の有無について審議が予定されているようです。

図表 3 における解釈が必要とされる論点には，従来から，IFRS 第 17 号における要求事項が，明確ではないとされている論点が含まれています。これらの項目の対応として，移行リソース・グループにおける明確化の議論が考えられます。移行リソース・グループにおけるこれらの項目の議論が，作成者の負担を低減させるのに寄与することを期待します。